

証券コード 9747

株式会社アサソー ディ・ケイ



第 **62** 回

定時株主総会招集ご通知

開催概要

日 時

平成29年3月29日(水曜日)午前10時
(受付開始午前9時30分)

場 所

東京都港区虎ノ門一丁目23番3号
虎ノ門ヒルズ森タワー4階
虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB

末尾の「第62回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

議 案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

書面およびインターネット等による議決権行使期限
平成29年3月28日(火曜日)午後5時まで

(証券コード 9747)
平成29年3月8日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
株式会社アサツー ディ・ケイ
代表取締役社長・グループCEO 植野 伸一

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁および4頁のご案内に従って、平成29年3月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月29日（水曜日） 午前10時（受付開始午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門一丁目23番3号 虎ノ門ヒルズ森タワー4階
虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB

3. 目的事項

- | | |
|-------------|---|
| 報告事項 | 1. 第62期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第62期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 |

決議事項	議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
-------------	---------------------------------------

4. 議決権行使に関する決定事項

- (1) 議決権行使書の郵送による議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により議決権を行使された場合は、議決権行使書をご返送いただいた場合でも、インターネット等によるものを有効な議決権の行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等により複数回議決権行使をされた場合は、最後のものを有効な議決権の行使として取り扱わせていただきます。

5. その他本招集ご通知に関する事項

- (1) 以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.adk.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.adk.jp>) に掲載させていただきます。

以 上

議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のご案内に従って議決権を行使してください
すようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいます
ようお願い申し上げます。

日 時

平成29年3月29日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）

場 所

東京都港区虎ノ門一丁目23番3号

虎ノ門ヒルズ森タワー4階 虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB

議決権行使書の郵送による場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送
付ください。ご押印は不要です。

行 使 期 限

平成29年3月28日（火曜日）午後5時到着分まで

電磁的方法（インターネット等）による場合



パソコン、携帯電話またはスマートフォンから以下の議決権行使ウェブサイト
にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「お願い」をご覧のうえ、議決
権行使コードおよびパスワードをご入力いただき、画面の案内に従い議決権を行
使してください。

（2次元コード読取機能付の携帯電話を利用して2次元コード
を読み取り、「議決権行使ウェブサイト」にアクセスすること
も可能です。）



行 使 期 限

平成29年3月28日（火曜日）午後5時まで

議決権行使ウェブサイト

<http://www.tosyodai54.net>

※ 「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただく際の電話代等の通信料金
とプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますことをご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先	
株主名簿管理人	東京証券代行株式会社
電 話	0120-88-0768 （フリーダイヤル）
受 付 時 間	午前9時～午後9時

■ 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用について

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申
し込まれた場合には、上記のほか当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	地位および担当	取締役会への 出 席 状 況
1	再 任 うえの しんいち 植野 伸一	代表取締役社長・グループCEO	17回中16回 (94%)
2	再 任 な かい のりゆき 中井 規之	取締役執行役員 経営企画本部担当 兼 人事・法務 センター担当	17回中17回 (100%)
3	再 任 うえむら よしき 植村 好貴	取締役執行役員 国内基幹事業セクター担当	13回中13回 (100%)
4	再 任 いしわた よしたか 石渡 義崇	取締役執行役員・CFO ファイナンス&プロセスマネ ジメントセンター担当	13回中13回 (100%)
5	再 任 スチュアート・ニーシュ Stuart Neish	取締役	17回中14回 (82%)
6	再 任 独立役員 社 外 き ど ひであき 木戸 英晶	社外取締役・取締役会議長	17回中17回 (100%)

候補者番号

1

う え の し ん い ち
植野 伸一

(昭和29年2月17日生)

再任

所有する当社株式の数
19,031株取締役会への出席状況
17回中16回 (94%)

略歴、地位および担当

昭和51年4月 当社入社
平成17年1月 当社執行役員
平成20年3月 当社取締役執行役員
平成24年3月 当社取締役常務執行役員
平成25年3月 当社代表取締役社長・グループCEO（現任）

重要な兼職の状況

一般社団法人日本広告業協会 副理事長
東京広告業健康保険組合 理事長

取締役候補者の指名理由

植野伸一氏につきましては、当社の営業部門およびコーポレートマネジメント部門等の責任者ならびに代表取締役社長・グループCEOとしての経験と当該経験を通じて培った経営全般に関する高度の専門性に基づき、当社の業務を効率的に執行する能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断したため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

な か い の り ゆ き
中井 規之

(昭和36年9月19日生)

再 任



所有する当社株式の数
3,200株

取締役会への出席状況
17回中17回 (100%)

略歴、地位および担当

平成 元 年 8 月 当社入社
平成 23 年 4 月 当社執行役員
平成 27 年 3 月 当社取締役執行役員
平成 29 年 1 月 当社取締役執行役員 経営企画本部担当 兼 人事・法務センター担当 (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者の指名理由

中井規之氏につきましては、当社の国際営業部門および経営企画部門等の責任者としての経験と当該経験を通じて培ったマーケティングおよび経営管理に関する高度の専門性に基づき、当社の業務を効率的に執行する能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断したため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

う え む ら

植村

よ し き

好貴

(昭和29年7月15日生)

再任

所有する当社株式の数
8,900株取締役会への出席状況
13回中13回 (100%)

略歴、地位および担当

昭和61年11月 第一企画株式会社入社
平成19年4月 当社執行役員
平成20年3月 当社取締役執行役員
平成25年3月 当社上席執行役員
平成26年1月 当社執行役員
平成28年3月 当社取締役執行役員 国内基幹事業セクター担当 (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者の指名理由

植村好貴氏につきましては、当社のクリエイティブ部門および営業部門等の責任者としての経験と当該経験を通じて培ったクリエイティブおよび営業戦略に関する高度の専門性に基づき、当社の業務を効率的に執行する能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断したため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

いしわた
石渡

よしとか
義崇

(昭和40年8月7日生)

再任



所有する当社株式の数
1,600株

取締役会への出席状況
13回中13回 (100%)

略歴、地位および担当

平成4年8月 プライスウォーターハウス アトランタ事務所入所
平成11年6月 WPP Group plc ファイナンシャル・コントローラー
WPP International Holding B.V. 取締役
Research International Japan 取締役CFO
Ogilvy & Mather Japan CFO
平成16年2月 KVH株式会社 最高財務責任者CFO
平成21年4月 同社 最高執行責任者COO
平成25年7月 MarketPrizm Japan 代表取締役・最高財務責任者CFO
平成26年1月 アシュリオンジャパン株式会社 最高財務責任者CFO
平成27年6月 当社執行役員
平成28年3月 当社取締役執行役員・CFO ファイナンス&プロセスマネジメント
センター担当 (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者の指名理由

石渡義崇氏につきましては、事業会社における最高財務責任者等としての経験と当該経験を通じて培った財務および会計に関する高度の専門性に基づき、当社の業務を効率的に執行する能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断したため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

スチュアート・ニッシュ

Stuart Neish

(1963年9月21日生)

再任

所有する当社株式の数
0株取締役会への出席状況
17回中14回 (82%)

略歴、地位および担当

- 1988 年 3 月 スコットランド勅許会計士登録
- 1991 年 6 月 英国Deloitte シニア監査マネージャー
- 1994 年 1 月 WPP Group plc入社 関連会社・ジョイントベンチャー財務責任者
- 2006 年 6 月 WPP Group (Asia Pacific) Ltd. Director (現任)
- 2011 年 3 月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

- WPP International Holding B.V. Managing Director
- WPP Group (Asia Pacific) Ltd. Director

取締役候補者の指名理由

Stuart Neish氏につきましては、会計士およびWPPグループ関係会社の財務責任者としての経験と当該経験を通じて培った財務および会計に関する高度の専門性に基づき、業務執行取締役の職務の執行に対する適切な助言・監督を行う能力を有するとともに、WPPグループとの提携を通じた当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断したため、選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
0株

取締役会への出席状況
17回中17回 (100%)

略歴、地位および担当

昭和 49年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社
平成 11年 4 月 伊藤忠インターナショナル会社 Vice President & General Manager (米国)
平成 13年 6 月 株式会社スター・チャンネル 代表取締役副社長
平成 15年 3 月 株式会社ジャパン・エンターテインメント・ネットワーク 代表取締役社長
平成 20年 6 月 JSAT株式会社 執行役員専務 兼 宇宙通信株式会社 取締役・COO
平成 21年 4 月 スカパーJSAT株式会社 執行役員専務 兼
株式会社スカパー・エンターテインメント 代表取締役社長
平成 23年 6 月 株式会社IMAGICAティーヴィー 取締役会長 (現任)
平成 24年 3 月 当社社外取締役
平成 27年 3 月 当社社外取締役・取締役会議長 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社IMAGICAティーヴィー 取締役会長
株式会社イマジカ・ロボットホールディングス 顧問
慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所 講師

社外取締役候補者の指名理由

木戸英晶氏につきましては、当社経営陣からの独立性を有するほか、国際経験および会社経営の経験を通じて培ったグローバルビジネスおよび放送事業に関する高度の専門性に基づき、業務執行取締役の職務の執行に対する適切な助言・監督を行う能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断したため、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者のうち植野伸一氏は、一般社団法人日本広告業協会の副理事長および東京広告業健康保険組合の理事長を兼務しており、当社は同一般社団法人および同健康保険組合と取引関係にあります。他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 木戸英晶氏は社外取締役候補者であります。当社は、木戸英晶氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任後も引続き独立役員となる予定であります。
3. 木戸英晶氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。

4. 社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。

(1)社外取締役としての独立性

木戸英晶氏は、株式会社IMAGICAティーヴィの取締役会長および株式会社イマジカ・ロボットホールディングスの顧問を兼務しております。当社は、株式会社IMAGICAティーヴィとの間で動画視聴等に係る取引関係がありますが、平成28年における同社との取引は、当社および同社の直近事業年度の売上高の0.1%未満とその規模は極めて僅少であり、株式会社イマジカ・ロボットホールディングスと当社との間に取引関係はありません。そのため、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。

(2)責任限定契約について

当社は、現在社外取締役に就任している木戸英晶氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。

(ご参考)

(1) 当社における取締役の指名に関する方針と手続の概要

当社は、十分な社会的信用を備え、以下の要件を満たし、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができる人物を取締役候補者として指名します。

- ① 業務執行取締役については、当社の事業分野または他の専門分野における多様な経験や高度の専門性を有し、当社の経営戦略に基づき業務を効率的に執行する能力を有すること
- ② 社外取締役を含む非業務執行取締役については、当社の事業分野または他の専門分野における多様な経験や高度の専門性を有し、業務執行取締役の職務の執行に対する適切な助言・監督を行う能力を有すること
- ③ 社外取締役については、独立性を有すること

(2) 当社における社外取締役の独立性要件の概要

当社は、以下の要件を満たす独立性を有する人物を社外取締役候補者として指名します。

- ① 社外取締役は、株式会社東京証券取引所の定める独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者であること
- ② 社外取締役としての在任期間が8年を超えないこと

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

① 業績の概況

当期における我が国経済は、政府および日本銀行の継続的な経済対策や金融政策を背景に、企業収益が堅調に推移するなど、緩やかな改善傾向となりました。一方で、新興国経済の減速や英国のEU離脱問題、さらには米国大統領選挙の影響による世界経済の不確実性の高まりなど、先行きは不透明な状況が継続しております。個人消費については、雇用情勢の改善に伴い持ち直しの動きがあるものの、実質賃金の伸び悩みなどの影響により、選別消費の傾向が続いております。一方で、広告業界においては、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」における平成28年の広告業売上高実績統計によると、累計実績において前年を上回るなど、概ね堅調に推移しています。

このような環境の中、当社グループは消費者にメッセージを伝えるだけでなく、具体的に消費者を動かし、クライアントのビジネス成果に貢献する「コンシューマー・アクティベーション・カンパニー」への転換を目指す「VISION2020」を掲げ、成長に向けた基盤構築や収益力改善のための構造改革を推し進めております。当期においては、当社において組織再編を通じた付加価値の創出と収益管理を行う体制を整えたほか、国内外グループ各社においても、成長領域へのM&Aおよび不採算事業の整理や再構築を進めました。

これらの結果、当期における連結売上高は3,526億71百万円（前期比0.2%増）、売上総利益は511億82百万円（前期比4.8%増）、営業利益は55億69百万円（前期比13.6%増）となりました。これに受取配当金をはじめとした営業外収益32億90百万円および営業外費用1億70百万円を計上した結果、経常利益は86億88百万円（前期比1.1%増）となりました。また、特別利益2億30百万円と事業整理損などの特別損失26億58百万円を計上した結果、税金等調整前当期純利益は62億60百万円（前期比31.9%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は23億76百万円（前期比55.7%減）となりました。

なお、当社は平成28年3月をもちまして創業60周年を迎えました。つきましては、日ごろの株主の皆様のご支援に感謝の意を表するため、平成29年2月20日開催の取締役会におきまして、普通配当に加え、創業60周年記念配当を実施することとし、期末基準日配当を1株当たり90円（普通配当30円、記念配当60円）、支払開始日を平成29年3月22日とさせていただきます。平成28年9月に1株当たり10円の間接基準日配当金をお支払いいたしましたので、当期の1株当たり年間配当金は100円であります。

② 事業の概況

当社は平成28年4月18日に雑誌・書籍の出版・販売事業を営む株式会社日本文芸社の全株式を売却いたしました。これに伴い、第2四半期より、当社および連結子会社の主たる事業は広告業の単一セグメントとなっております。

国内では、当社においてテレビスポット広告やデジタルメディア広告などのメディアの扱いが増加するとともに、テレビタイム広告、マーケティング・プロモーション、制作などの収益性が大きく改善しました。また、国内子会社においては、コンテンツ子会社の弱含みがあったものの、グループ内製化の進展に伴う制作子会社の伸長に加え、デジタル子会社が堅調に推移したことなどにより、国内全体で増収増益となりました。海外では、アジア子会社が概ね順調に推移し、欧米子会社が営業黒字に転換したものの、為替の影響ならびに中国圏子会社の構造改革が継続していることなどにより、減収減益となりました。なお、当社グループの海外売上高は、当期における売上高の8.3%（前期は9.3%）となりました。

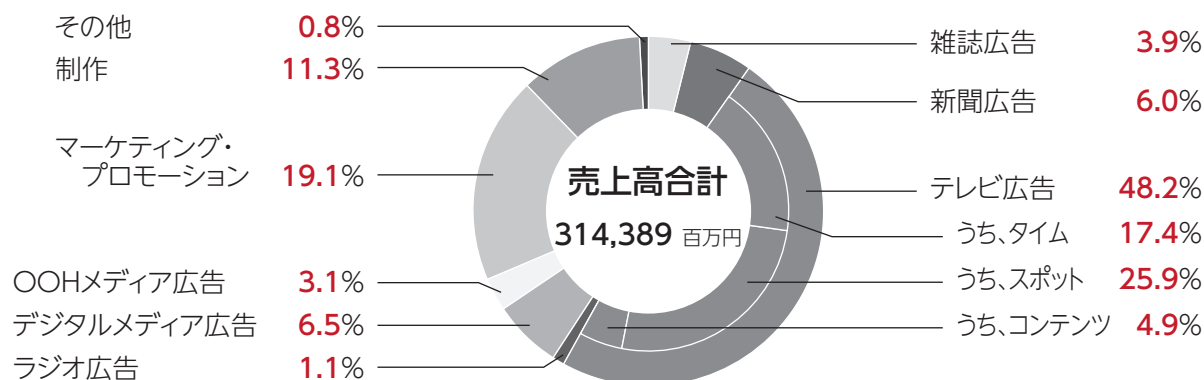
グループの中核である当社単体の売上高は3,143億89百万円（前期比2.5%増）、売上総利益は362億16百万円（前期比10.0%増）、営業利益は39億82百万円（前期比33.5%増）となりました。売上高が前期を上回ったことに加え、低採算案件の見直しや収益管理体制の強化の結果、売上総利益率が改善しました。また、賞与引当金繰入額の増加などにより人件費は増加したものの、その他の販売費及び一般管理費のコントロールを継続した結果、大幅な増収増益となりました。

当社単体の業種別売上高については、薬品・医療用品、食品、外食・各種サービスなどの業種の広告主からの出稿が増加した一方で、官公庁・団体、飲料・嗜好品、金融・保険などの業種の広告主からの出稿が減少しました。

当社単体の区分別の売上高の概況は、次のとおりであります。

区分別売上高（注）	当期売上高（百万円）	構成比（％）	前期比（％）
雑誌広告	12,108	3.9	△8.7
新聞広告	19,020	6.0	△0.3
テレビ広告	151,508	48.2	2.8
うち、タイム	54,658	17.4	△1.8
うち、スポット	81,291	25.9	4.2
うち、コンテンツ	15,558	4.9	12.8
ラジオ広告	3,512	1.1	14.8
デジタルメディア広告	20,525	6.5	19.4
OOHメディア広告	9,781	3.1	17.4
小 計（メディア）	216,456	68.8	3.9
マーケティング・プロモーション	59,910	19.1	0.5
制作	35,545	11.3	2.2
その他	2,476	0.8	△38.6
小 計（メディア以外）	97,932	31.2	△0.5
合 計	314,389	100.0	2.5

■ 区分別売上高構成比



- (注) 1. 広告市場の成熟化やメディア環境の多角化に伴い、当社は広告主に統合的ソリューションを提供しており、区分別の売上高を厳密に分別することが困難な場合があります。従って、上記の区分別売上高は、厳密に各区分の売上高を反映していないことがあります。
2. コンテンツには、アニメコンテンツ、文化スポーツマーケティングなどが含まれます。
3. デジタルメディアには、インターネット、モバイル関連メディアなどが含まれます。(WEBサイト制作・システム開発などデジタルソリューションは「マーケティング・プロモーション」に含まれます。)
4. OOH (アウト・オブ・ホーム) メディアには、交通広告、屋外広告、折込広告などが含まれます。
5. マーケティング・プロモーションには、マーケティング、コミュニケーション・プランニング、プロモーション、イベント、PR、博覧会事業、デジタルソリューションなどが含まれます。
6. 百万円未満を切り捨てているため、小計額、合計額は各売上区分の合計と一致しません。

(2) 設備投資の状況

重要な事項はありません。

(3) 資金調達の状況

重要な事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

平成28年3月24日に連結子会社である株式会社日本文芸社の全株式を売却いたしました。
また、平成28年8月22日に株式会社ゴンゾの株式を取得し、子会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

マスメディアを中心とした広告市場が成熟した国内では、デジタルテクノロジーの進化やデジタルデバイスの高機能化による生活者のメディア接触行動、消費行動の変化に伴い、広告主は広告投資に見合う業績効果 (ROI) を重視した、高度なコミュニケーション・プログラムの提案を求めています。

また、経済の成熟化、進展する少子高齢化を背景に、国内広告市場の大きな伸長が望めない一方で、引き続き成長が期待される東南アジア諸国に進出を目指す広告主からの広告対応ニーズが増加傾向にあります。

当社グループは、このように変化する環境のもと、消費者の行動を喚起するマーケティング施策の開発・提供により広告主の業績に貢献する「コンシューマー・アクティベーション・カンパニー」への進化を成長戦略の中核とし、引き続き以下のテーマに注力してまいります。

① コンシューマー・アクティベーション・ビジネスの推進

「VISION2020」の達成にむけて、広告主の課題を解決するマーケティング支援業としてのコンシューマー・アクティベーション・ビジネスを推進してまいります。

平成26年5月に設立した株式会社アクシバルでは、当社が蓄積してきた消費者意識データと、株式会社インテージが提供する購買データ、媒体接触データを統合して構築した独自のデータベースである「3Dデータベース」を活用し、メディアビジネスの高付加価値化、広告主の成果に貢献するマーケティングサービスを展開しております。

また、消費者の購買行動に直結するKPI（目標となる指標）を設定し、広告予算の最適化、KPIを最大化するチャンネル&キャンペーンプランを策定するプランニング手法開発や、「オンライン・オフライン統合型」キャンペーンの実施力の更なる強化も進めております。

さらに、デジタルテクノロジーを活用したサービス拡充を目的として、外部専門会社との提携も進めております。株式会社ワン・トゥー・テン・デザインとのテクノロジーとクリエイティブを融合した先進的アイディア開発に関する共同プロジェクト、株式会社アドフレックス・コミュニケーションズとのダイレクトマーケティング領域におけるソリューション提案と実行に関する共同事業「textus（テクスタス）」、動画マーケティング領域で最適なソリューションを提供するグローバルネットワーク「Sticki（スティッキー）」、マーケティング戦略立案からツール導入・クリエイティブ運用まで一貫してサポートするマーケティング・コンサルティング会社である株式会社アブソルートワンを設立するなど、クライアントビジネスの課題の解決と、「結果に直結するソリューション」の開発・提供を進めております。

② コンテンツビジネスの拡大

当社グループの強みであり、実績を積み重ねてきたアニメコンテンツビジネスにおきましては、テレビ番組や映画の製作・出資、イベントやミュージカル等興業の運営およびセールスプロモーションへの活用等、新規案件の開発を含む、積極的、多面的な事業展開を行っており当社収益に大きく貢献しております。

当期におきましては、ヤングアダルト層向けアニメコンテンツの企画・開発・制作に強みを持つ株式会社ゴンゾの株式を取得し、グループのコンテンツ制作機能を強化しました。また、コンテンツプロデュースおよび欧米を中心とした海外ネットワークに強みを有する株式会社ディーライツや、中国・アジアにネットワークを有するIMMGを活用し、国内で培ったノウハウ、モデルを海外に展開する基盤を拡充し、新たな市場の開拓、創造に注力いたしました。

今後も新たなコンテンツの開発やライツの獲得、国内外における放送、配信、商品化などの分野を一層強化するとともに、コンテンツの販促・各種キャンペーンへの活用などライツマーケティングを推し進めて、コンテンツの多面的事業展開を図り、ADKコンテンツビジネスのプレゼンスをさらに高めてまいります。

③ グローバル戦略

当社グループは、日系企業のマーケティング支援を中心に海外事業を展開してきましたが、昨今の広告主の海外戦略の変化や広告業界の専門分化の進行に対応するため、構造改革を継続して行っております。当期においては、欧米の拠点統合を実施したほか、中国圏においても構造改革を継続しております。今後は、コンテンツ事業とデジタル事業の海外展開も強化し、各エリアでの専門性強化・サービス体制の拡充を図り、海外ビジネスの拡大を図ってまいります。

④ 収益性の向上

平成26年から導入している社内取引制度・部門損益管理制度をさらに改善・充実させてまいります。当期におきましては、大規模な組織再編を行って5つの事業セクターを設置、事業セクター別の採算制を導入いたしました。各セクターが社内事業体として固有の付加価値の創出と収益管理を行い、全体として大きな利益を生み出すことを目的としており、当制度・システムの拡充によって一層の収益性の向上を図ってまいります。

⑤ 人材育成

当社グループの最大の資産は人材であり、経営課題の解決に資する人材の採用、能力開発に注力しております。当期においては、コンシューマー・アクティベーション・ビジネスを推進するプロフェッショナルおよび次代の経営を担うマネージャーの育成を目的とした、体系的な教育訓練プログラムを整備し、運用を開始しました。引き続き、戦略領域に関する教育訓練による能力の底上げ、経営人材の育成、事業戦略を推し進める高度専門人材の投入など、一層の人材投資を行ってまいります。また、成長機会に機動的に人材を投入するため、グループ全体での人材最適化にも取り組んでまいります。

⑥ グループ経営の強化

当社グループは、各社間の連携強化と業務の内製化の一層の推進および業務基盤の共通化により、グループ全体の競争力を高め、収益力の向上を図ります。また、新たな業務提携やM&Aによる機能拡充、事業の拡大も併せて進めてまいります。

以上の取組みに加えて、当社グループは安定した成長を担保するため、リスクマネジメントの強化に注力してまいります。その一環として、情報セキュリティ、コンプライアンスに関する社内体制および財務報告に係る内部統制等の整備を進めてまいります。また、環境保護など企業の社会的責任を意識した経営を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況

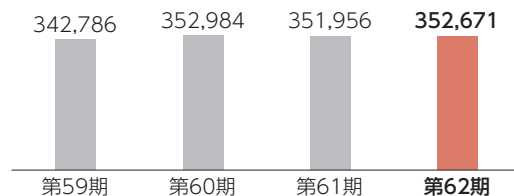
① 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

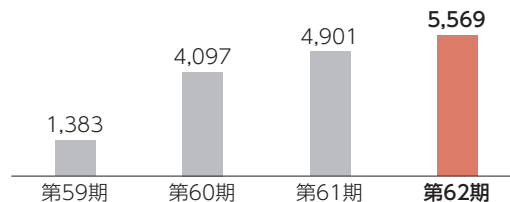
区 分	第 59 期 (平成25年12月期)	第 60 期 (平成26年12月期)	第 61 期 (平成27年12月期)	第 62 期 (平成28年12月期)
売上高	342,786	352,984	351,956	352,671
売上総利益	45,104	48,568	48,824	51,182
営業利益	1,383	4,097	4,901	5,569
経常利益	4,327	7,251	8,590	8,688
親会社株主に帰属する当期純利益	3,430	3,696	5,362	2,376
1株当たり当期純利益	81円79銭	88円32銭	127円72銭	56円96銭
総資産	228,170	243,317	235,205	227,260
純資産	130,972	134,999	125,488	113,225
1株当たり純資産額	3,105円40銭	3,204円87銭	2,947円40銭	2,674円92銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均の株式数により算出しております。

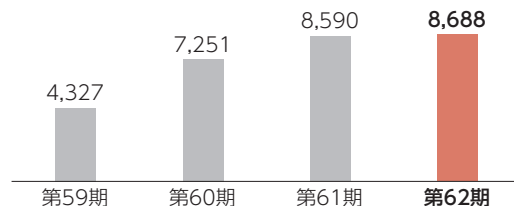
売上高 (単位：百万円)



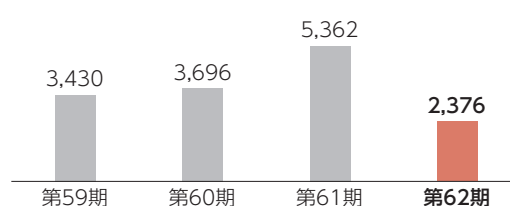
営業利益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



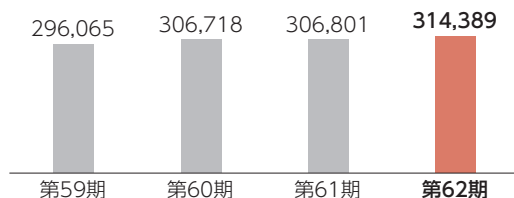
② 当社の財産および損益の状況

(単位：百万円)

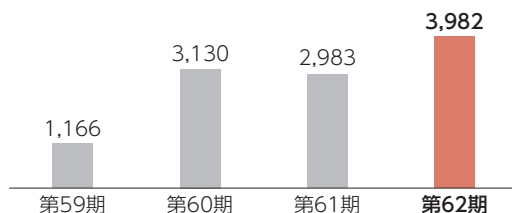
区 分	第 59 期 (平成25年12月期)	第 60 期 (平成26年12月期)	第 61 期 (平成27年12月期)	第 62 期 (平成28年12月期)
売上高	296,065	306,718	306,801	314,389
売上総利益	32,175	34,662	32,925	36,216
営業利益	1,166	3,130	2,983	3,982
経常利益	3,864	5,950	11,112	7,987
当期純利益	3,209	3,484	9,577	5,440
1株当たり当期純利益	76円52銭	83円26銭	228円14銭	130円38銭
総資産	198,105	214,429	214,017	202,641
純資産	113,736	116,416	111,013	102,211
1株当たり純資産額	2,719円03銭	2,779円54銭	2,638円07銭	2,449円19銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均の株式数により算出しております。

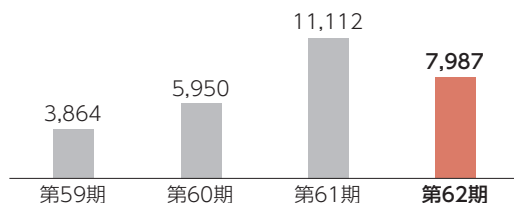
売上高 (単位：百万円)



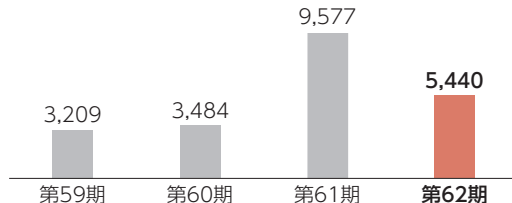
営業利益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



当期純利益 (単位：百万円)



(7) **主要な事業内容** (平成28年12月31日現在)

当社グループの主要な事業は、雑誌、新聞、テレビ、ラジオ、デジタルメディア、OOH (アウト・オブ・ホーム) メディアを媒体とする広告業務の企画と取扱い、広告表現およびコンテンツの企画と制作、セールスプロモーション、マーケティング、パブリックリレーションズ等のサービス活動など、広告に関する一切の業務であります。

(8) **主要な事業所** (平成28年12月31日現在)

① **当 社**

本 社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
その他の事業所	北海道札幌市、宮城県仙台市、新潟県新潟市、石川県金沢市、愛知県名古屋市 大阪府大阪市、岡山県岡山市、広島県広島市、香川県高松市、愛媛県松山市 福岡県福岡市

② **重要な子会社**

重要な子会社の所在地は「1. 企業集団の現況に関する事項 (9) 重要な子会社の状況等」に記載のとおりであります。

(9) 重要な子会社の状況等

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社協和企画	東京都港区	40百万円	100%	広告代理および広告制作
株式会社ADKインターナショナル	東京都港区	300百万円	100%	広告代理および広告制作
株式会社ADKアーツ	東京都港区	90百万円	100%	広告制作
株式会社ADKダイアログ	東京都港区	80百万円	100%	広告代理および広告制作
株式会社アクシバル	東京都港区	75百万円	100%	広告代理および広告制作
株式会社ゴンゾ	東京都杉並区	3,366百万円	84.0%	アニメ制作
株式会社エイケン	東京都荒川区	10百万円	70.0%	アニメ制作
株式会社ADKデジタル・コミュニケーションズ	東京都港区	100百万円	51.0%	広告代理
株式会社ライトソング音楽出版	東京都港区	10百万円	100%	コンテンツ管理
株式会社ディーライツ	東京都港区	80百万円	51.0%	ライツマネジメント
株式会社中国物語	東京都港区	10百万円	100%	映像コンテンツ制作
株式会社ADK保険サービス	東京都港区	10百万円	100% (100%)	保険代理
エイディケイアメリカ (ADK America Inc.)	ニューヨーク	2百万米ドル	100%	広告代理および広告制作
サンライツ (Sunrights Inc.)	ニューヨーク	2百万米ドル	100% (100%)	ライツマネジメント
エイディケイインサイト (ADK Insights B.V.)	アムステルダム	1百万ユーロ	100%	広告代理および広告制作

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アサツードイツ (Asatsu (Deutschland) GmbH)	フランクフルト	300千ユーロ	100% (100%)	広告代理および広告制作
アサツー ディ・ケイホンコン (ASATSU-DK HONG KONG Ltd.)	香 港	11百万香港ドル	100%	広告代理および広告制作
ディケイアドバタイジング (DK ADVERTISING (HK) Ltd.)	香 港	700千香港ドル	100%	広告代理および広告制作
旭通世紀（上海）広告有限公司 (ASATSU Century (Shanghai) Advertising Co., Ltd.)	上 海	3百万米ドル	100%	広告代理および広告制作
上海旭通広告有限公司 (Shanghai Asatsu Advertising Co., Ltd.)	上 海	3百万米ドル	100%	広告代理および広告制作
旭通（上海）展覧広告有限公司 (Asatsu (Shanghai) Exposition & Advertising Co., Ltd.)	上 海	10百万中国元	90.0% (90.0%)	広告代理および広告制作
北京IMMG国際文化伝媒有限公司 (IMMG BEIJING Co., Ltd.)	北 京	10百万中国元	100% (100%)	コンテンツビジネスコンサルティング
聯旭國際股份有限公司 (UNITED ASATSU INTERNATIONAL Ltd.)	台 北	60百万新台湾元	100%	広告代理および広告制作
太一廣告股份有限公司 (DIK OCEAN Advertising Co., Ltd.)	台 北	130百万新台湾元	100%	広告代理および広告制作
アサツー ディ・ケイシンガポール (ASATSU-DK SINGAPORE Pte. Ltd.)	シンガポール	2百万シンガポールドル	100%	広告代理および広告制作
スクープアドワールド (SCOOP ADWORLD Pte. Ltd.)	シンガポール	50千シンガポールドル	100% (100%)	広告代理および広告制作
IMMGシンガポール (IMMG Pte. Ltd.)	シンガポール	3,300千シンガポールドル	100% (15.2%)	コンテンツビジネスコンサルティング
IMMGインドネシア (PT. IMMG Indonesia)	ジャカルタ	100千米ドル	100% (100%)	コンテンツビジネスコンサルティング
エイディケイタイホールディング (ADK Thai Holding Ltd.)	バンコク	4百万バーツ	100%	持株会社
アサツータ일랜드 (ASATSU (Thailand) Co., Ltd.)	バンコク	20百万バーツ	99.0% (50.0%)	広告代理および広告制作
アズディック (ASDIK Ltd.)	バンコク	10百万バーツ	85.0% (36.0%)	広告代理および広告制作

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ダイイチキカクタイランド (DAI-CHI KIKAKU (THAILAND) Co., Ltd.)	バンコク	20百万バーツ	85.0% (36.0%)	広告代理および広告制作
アサツー ディ・ケイマレーシア (ASATSU-DK (Malaysia) Sdn. Bhd.)	クアラルンプール	1,500千リンギット	100%	広告代理および広告制作
ダイイチキカクマレーシア (DAI-CHI KIKAKU (Malaysia) Sdn. Bhd.)	クアラルンプール	2,000千リンギット	100%	広告代理および広告制作
アサツー ディ・ケイベトナム (ASATSU-DK VIETNAM Inc.)	ホーチミン	150千米ドル	100%	広告代理および広告制作
ディアイケイベトナム (DIK VIETNAM Co., Ltd.)	ホーチミン	100千米ドル	100% (100%)	広告代理および広告制作
アサツー ディ・ケイコリア (ASATSU-DK Korea Co., Ltd.)	ソウル	100百万ウォン	100%	広告代理および広告制作

- (注) 1. 議決権比率は、小数第2位を四捨五入して表示しております。
2. 「当社の議決権比率」の欄の()内は間接保有比率であり内数であります。
3. 当期から、重要な子会社に株式会社アクシバルおよび株式会社ゴンゾを加えました。
4. アサツーヨーロッパホールディング、アサツーヨーロッパおよびノッツヨーロッパは、平成28年1月1日に合併し、エイディケイインサイトとなりました。

② 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社37社であります。また、持分法適用会社は、関連会社である株式会社DAサーチ&リンク、株式会社ドリル、株式会社エイエスピー、株式会社プレミア・クロスバリュウ、広東広旭整合营销传播有限公司（中国）、北京東方三盟公共関係顧問有限公司（中国）および奥旭（上海）市場營銷服務有限公司（中国）の7社であります。当期の企業結合の成果は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(10) 従業員の状況 (平成28年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
広告業	3,466名	85名増
その他の事業セグメント	3名	77名減
合 計	3,469名	8名増

(注) 従業員数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者および休職者を含みません。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
男 性	1,438名	7名増
女 性	433名	11名増
合 計	1,871名	18名増

(注) 従業員数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者および休職者を含みません。

(11) 主要な借入先 (平成28年12月31日現在)

重要な事項はありません。

(12) その他企業集団の現状に関する重要な事項

当社が平成28年8月22日に株式を取得し、同年9月に買収を完了した連結子会社である株式会社ゴンゾにおいて、当社買収以前の不適切な会計処理等が判明したため、株式会社ゴンゾは平成29年2月6日に過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。当社は、本件に伴い設置いたしました任意の特別調査委員会の調査結果と提言を踏まえ、子会社管理体制を強化するとともに、株式会社ゴンゾにおける内部統制システムの再構築やコンプライアンスの徹底、および監査機能の強化等再発防止に努めてまいります。

2. 当社の株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 206,000,000株
- (2) 発行済株式総数 42,155,400株
 (注) 発行済株式総数には自己株式（432,400株）を含んでおります。
- (3) 株主数 14,305名
- (4) 大株主（上位10名）の状況

株主名	持株数	持株比率
ダブリューピーピー インターナショナル ホールディング ビーヴイ	10,331,100株	24.76%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,882,000株	6.91%
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	1,745,700株	4.18%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,164,600株	2.79%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,159,700株	2.78%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,071,800株	2.57%
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーティー	1,025,700株	2.46%
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌバイ 10	886,600株	2.12%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・ 三菱商事株式会社口）	765,000株	1.83%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	659,400株	1.58%

(注) 1. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数を控除して計算し、小数第3位を四捨五入して表示しております。

2. シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーから、平成28年12月20日付の大量保有報告書（変更報告書）により、同年12月16日現在同社が6,705,200株（発行済株式総数の15.91%）を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末現在における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(5) その他株式に関する事項

当社は、株主還元を推進するとともに、資本効率の更なる向上を図り、機動的な資本政策を遂行することを目的とし、平成28年12月13日開催の取締役会決議に基づき、平成28年12月19日から平成29年1月13日までの間に333,000株（9億99百万円）の自己株式を取得しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権等の概要（平成28年12月31日現在）

名 称 (発行年月日)	新株予約権の数	目的である株式 の種類および数	行使に際して出資 される財産の価額	行使期間	発行価格
第2回新株予約権 (平成25年5月30日)	77個	普通株式 7,700株 (1個当たり100株)	1株当たり1円	平成28年5月31日から 平成35年5月30日まで	1個当たり90,600円 (1株当たり906円)
第3回新株予約権 (平成25年5月30日)	41個	普通株式 4,100株 (1個当たり100株)	1株当たり1円	平成28年5月31日から 平成35年5月30日まで	1個当たり90,600円 (1株当たり906円)
第4回新株予約権 (平成26年8月29日)	264個	普通株式 26,400株 (1個当たり100株)	1株当たり1円	平成29年8月30日から 平成36年8月29日まで	1個当たり173,500円 (1株当たり1,735円)
第5回新株予約権 (平成26年8月29日)	599個	普通株式 59,900株 (1個当たり100株)	1株当たり1円	平成29年8月30日から 平成36年8月29日まで	1個当たり173,500円 (1株当たり1,735円)
第6回新株予約権 (平成27年8月28日)	134個	普通株式 13,400株 (1個当たり100株)	1株当たり1円	平成30年8月29日から 平成37年8月28日まで	1個当たり239,900円 (1株当たり2,399円)
第7回新株予約権 (平成27年8月28日)	330個	普通株式 33,000株 (1個当たり100株)	1株当たり1円	平成30年8月29日から 平成37年8月28日まで	1個当たり239,900円 (1株当たり2,399円)
第8回新株予約権 (平成28年8月30日)	262個	普通株式 26,200株 (1個当たり100株)	1株当たり1円	平成31年8月31日から 平成38年8月30日まで	1個当たり234,800円 (1株当たり2,348円)
第9回新株予約権 (平成28年8月30日)	636個	普通株式 63,600株 (1個当たり100株)	1株当たり1円	平成31年8月31日から 平成38年8月30日まで	1個当たり234,800円 (1株当たり2,348円)

- (注) 1. 第2回新株予約権、第4回新株予約権、第6回新株予約権は当社取締役（社外取締役を除く。）に対して、第8回新株予約権は当社業務を執行する取締役に対して、第3回新株予約権は当社上席執行役員に対して、第5回新株予約権、第7回新株予約権および第9回新株予約権は当社取締役を除く執行役員に対して、それぞれ株式報酬型ストック・オプションとして発行されたものであります。
2. 当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対して、払込金額に相当する金銭報酬を支給し、割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する当該報酬債権と払込金額の払込債務とを相殺しております。
3. 第2回新株予約権、第4回新株予約権および第6回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではありません。
 - ② 新株予約権者が行使できる新株予約権の数は、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの株主総利回り（権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値から、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値を控除し、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算した金額を、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値）の結果に応じて、割当てを受けた新株予約権の数の0%から100%の範囲で段階的に変動するものとします。

4. 第3回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
 - ① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役または上席執行役員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではありません。
 - ② 上記3. ②に同じです。
5. 第5回新株予約権および第7回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
 - ① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役または執行役員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではありません。
 - ② 上記3. ②に同じです。
6. 第8回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
 - ① 上記3. ①に同じです。
 - ② 新株予約権者が行使できる新株予約権の数は、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの株主総利回り（権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値から、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値を控除し、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算した金額を、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値）の結果に応じて、割当てを受けた新株予約権の数の0%から100%の範囲で段階的に変動するものとします。
7. 第9回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
 - ① 上記5. ①に同じです。
 - ② 上記6. ②に同じです。

(2) 当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成28年12月31日現在）

名 称	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）		社外取締役（監査等委員を除く）		取締役（監査等委員）	
	保有者数	個 数 (目的である株式の種類および数)	保有者数	個 数 (目的である株式の種類および数)	保有者数	個 数 (目的である株式の種類および数)
第2回新株予約権	1 名	41個 (普通株式 4,100株)	—	—	—	—
第3回新株予約権	1 名	14個 (普通株式 1,400株)	—	—	—	—
第4回新株予約権	1 名	109個 (普通株式 10,900株)	—	—	—	—
第5回新株予約権	2 名	74個 (普通株式 7,400株)	—	—	—	—
第6回新株予約権	2 名	86個 (普通株式 8,600株)	—	—	—	—
第7回新株予約権	2 名	40個 (普通株式 4,000株)	—	—	—	—
第8回新株予約権	4 名	262個 (普通株式 26,200株)	—	—	—	—

(3) 当期中に当社の使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名 称	使用人		子会社の役員および使用人	
	保有者数	個 数 (目的である株式の種類および数)	保有者数	個 数 (目的である株式の種類および数)
第9回新株予約権	16名	636個 (普通株式 63,600株)	—	—

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成28年12月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職
植 野 伸 一	代表取締役社長・グループCEO	一般社団法人日本広告業協会 副理事長 東京広告業健康保険組合 理事長
中 井 規 之	取締役執行役員 経営企画本部担当 兼 人事・ガバナンスセンター担当	
植 村 好 貴	取締役執行役員 国内基幹事業セクター担当	
石 渡 義 崇	取締役執行役員・CFO ファイナンス&プロセスマネ ジメントセンター担当	
Stuart Neish [スチュアート・ニーシュ]	取締役	WPP International Holding B.V. Managing Director WPP Group (Asia Pacific) Ltd. Director
木 戸 英 晶 社 外 独立役員	社外取締役・ 取締役会議長	株式会社IMAGICAティーヴィー 取締役会長 株式会社イマジカ・ロボットホールディングス 顧問 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所 講師
木 下 俊 男 社 外 独立役員	社外取締役 監査等委員（監査等委員会委員長）	公認会計士木下事務所 代表 パナソニック株式会社 社外監査役 株式会社海外需要開拓支援機構 社外監査役 株式会社ウェザーニューズ 社外監査役 デンカ株式会社 社外監査役 株式会社タチエス 社外取締役 株式会社みずほ銀行 社外取締役

氏 名	地位および担当	重要な兼職
吉 成 昌 之 社 外 独立役員	社外取締役 監査等委員	虎ノ門カレッジ法律事務所 パートナー弁護士 第一勧業信用組合 員外監事（非常勤） 日本化学産業株式会社 社外取締役
首 藤 恵 社 外 独立役員	社外取締役 監査等委員	早稲田大学大学院経営管理研究科 教授 三井住友海上火災保険株式会社 社外監査役

- (注) 1. 平成28年3月30日開催の第61回定時株主総会において、植村好貴氏および石渡義崇氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 平成28年3月30日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、取締役 加藤 武氏および大芝賢二氏は、任期満了により退任いたしました。
3. 平成28年3月30日開催の第61回定時株主総会において、取締役 木下俊男氏ならびに監査役 吉成昌之氏および首藤 恵氏は、新たに監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。
4. 平成28年3月30日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、監査役 本橋信之氏および大西義威氏は任期満了により退任いたしました。
5. 取締役 木戸英晶氏、木下俊男氏、吉成昌之氏および首藤 恵氏は社外取締役であります。
6. 当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。なお、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を監査等委員会事務局およびこれに直属する内部監査部門に配置しております。
7. 監査等委員 木下俊男氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査等委員 吉成昌之氏は、法務全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 取締役 木戸英晶氏、木下俊男氏、吉成昌之氏および首藤 恵氏については、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

① 当期に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 （2名）	165百万円 （20百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （3名）	31百万円 （31百万円）
監査役 （うち社外監査役）	4名 （3名）	11百万円 （7百万円）
合 計	15名	208百万円

- (注) 1. 上記には、平成28年3月30日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名（うち社外監査役1名）が含まれております。なお、当期末時点の取締役9名のうち1名は無報酬であり、上記の支給人数には含まれておりません。
2. 当社は、平成28年3月30日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
3. 監査役に対する報酬等の額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等の額は、当該移行後の期間に係るものであります。

② 株式報酬型ストック・オプションとして発行した新株予約権に係る報酬等の額

上記①のほか、平成28年3月30日開催の第61回定時株主総会決議および平成28年8月12日開催の取締役会決議に基づき、平成28年8月30日に業務を執行する取締役4名に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行しており、当期においては13百万円の会計上の費用を計上しました。

当該新株予約権につきましては、その権利行使の条件に鑑みて、当該新株予約権の割当日以前の3年間ににおける株主総利回り（割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値から、割当日の3年前の応当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引

所における当社普通株式の終値平均値を控除し、割当日の3年前の応当日以後割当日の翌日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算した金額を、割当日の3年前の応当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値）の結果に基づき、当期から平成31年12月期までの3事業年度にわたり総額122百万円の費用を計上する見込みであります。

③ 当期において支払った退任慰労金の額

該当する事項はありません。

④ 社外役員が親会社および子会社等から受けた報酬等の額

該当する事項はありません。

(4) 取締役の報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬等につきましては、取締役をその機能により分類のうえ、業務を執行する取締役（以下「業務執行取締役」という。）に対しては「固定報酬」および「業績連動報酬」を支給することとし、業務を執行しない取締役に対しては「固定報酬」のみを支給することとします。

業務執行取締役に支給する業績連動報酬は、短期の業績に連動する「賞与」と長期の業績に連動する「株式報酬型ストック・オプション」からなるものとし、長短のインセンティブ効果を図ります。

具体的な報酬水準の額につきましては、業種および企業規模等において類似する企業群のデータを参考として決定することとします。

なお、当社は使用人兼務取締役という考え方はとっておりませんので、取締役に使用人給与を別に支給することはありません。また、取締役に対する退任慰労金制度は平成23年3月30日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

固定報酬、賞与および株式報酬型ストック・オプションの概要は次のとおりであります。

① 固定報酬

取締役に対する固定報酬は、平成28年3月30日開催の第61回定時株主総会で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）につき年額5億円以内、監査等委員である取締役に年額1億円以内でそれぞれ支給することを決議しております。

取締役に対する固定報酬は、「基本報酬」および役員持株会を通じての「自社株取得資金」からなるものとします。ただし、自社株取得資金につきましては、常勤の取締役（監査等委員である取締役を除く。）のみに支給するものとしております。

② 賞 与

業務執行取締役に対する賞与は、平成28年3月30日開催の第61回定時株主総会で、上記①の固定報酬とは別に、各事業年度の連結営業利益その他当社が定める業績評価指標の達成度に応じて、年額2億円以内で支給することを決議しております。

この賞与は、各事業年度の連結営業利益の目標額を達成した場合にのみ支給されるものとし、当該目標額を達成した場合においては、当該目標額に対する超過額の一定割合が賞与として支給され、取締役が支給される賞与額は、最大で固定報酬である基本報酬の100%に相当します。

③ 株式報酬型ストック・オプション

業務執行取締役に対する株式報酬型ストック・オプションは、平成28年3月30日開催の第61回定時株主総会で、上記①の固定報酬および上記②の賞与とは別に、年額1億円以内で新株予約権を発行することを決議しております。新株予約権に係る報酬額は、固定報酬である基本報酬の約50%に相当します。

新株予約権の権利行使価額は1株当たり1円に設定します。新株予約権者である取締役が行使できる新株予約権の数は、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの株主総회り（権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値から、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値を控除し、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算した金額を、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値）の結果に応じて、割当てを受けた新株予約権の数の0%から100%の範囲で段階的に変動するものとします。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

なお、当社は、取締役 木戸英晶氏の兼職先である、株式会社IMAGICAティーヴィとは動画視聴等に係る取引関係があります。

また、当社は、監査等委員である取締役 木下俊男氏の兼職先である、パナソニック株式会社と協賛等に係る取引関係があります。

その他、社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当社の間には、開示すべき関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	木戸 英晶	当期に開催された取締役会17回全てに出席し、国際経験および会社経営の経験を通じて培ったグローバルビジネスおよび放送事業に関する高度の専門性に基づき、適宜発言等を行っております。
取締役 (監査等委員)	木下 俊男	当期に開催された取締役会17回中16回、および監査等委員会13回全てに出席し、会計士としての経験を通じて培った会計および監査に関する高度の専門性に基づき、適宜発言等を行っております。
取締役 (監査等委員)	吉成 昌之	当期に開催された取締役会17回中16回、監査役会7回全て、および監査等委員会13回中12回に出席し、弁護士としての経験を通じて培った法務全般に関する高度の専門性に基づき、適宜発言等を行っております。
取締役 (監査等委員)	首藤 恵	当期に開催された取締役会17回中16回、監査役会7回全て、および監査等委員会13回全てに出席し、研究者としての経験を通じて培った経済および金融に関する高度の専門性に基づき、適宜発言等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

当期に係る報酬等の額	122百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	157百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、見積り根拠などを確認し検討した結果、当該報酬等の額が相当であると判断したので、同意いたしました。
3. 一部の重要な子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の事業調査業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当し、改善の見込みがないと判断するときは、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また当社の監査等委員会は、体制不備等会計監査人としての適格性ないし信頼性に問題が生じ、または会計監査人の適切な職務の執行が困難であると認められる事由が生じた場合には、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任・不再任に関する議案を決定します。

(5) 会計監査人が過去 2 年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由

- ・ 社員の過失による虚偽証明
- ・ 監査法人の運営が著しく不当

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）の整備に関する基本方針の内容の概要は、次のとおりであります。

【総 則】

当社は、①業務の有効性及び効率性を高めること、②財務報告の信頼性を確保すること、③事業活動に関わる法令及び定款を遵守すること、④資産の保全を図ること、を目的として内部統制システムの構築及び運用を行ってまいります。内部統制システムの構築及び運用は、取締役社長を委員長、執行役員のうち取締役会が指名する者を委員として組織するリスクマネジメント委員会が統括します。リスクマネジメント委員会は、PDCAサイクルの手法を用いたプロセスマネジメントシステムを活用し、内部統制システムが有効に機能しているか否か等を定期的に検証し、取締役会に報告します。会社法及び会社法施行規則に定める決議要素は各則のとおりとします。

【各 則】

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役会は、当社企業集団の取締役及び使用人が共有すべき倫理観・価値観を成文化した「ADKグループ行動指針」を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、取締役社長がその精神を使用人に反復伝達します。

当社は、リスクマネジメント委員会の下部組織として、コンプライアンス統括責任者である執行役員を委員長とし、社外弁護士を含む委員で構成するコンプライアンス委員会を置きます。

コンプライアンス委員会は、「ADKグループ行動指針」をコンプライアンスポリシーと位置づけ、教育、ガイドラインの作成等の施策を推進します。

当社は、職務執行の法令及び定款への適合性を保障する前提条件として、反社会的勢力との関係排除の趣旨を「ADKグループ行動指針」に盛り込み、コンプライアンス委員会の統括のもとにこれを実効化する体制を整備します。

コンプライアンス委員会は、重大な法令又は定款違反行為若しくはその疑いがあることを知ったときは、自ら調査し又は監査等委員会を経由して内部監査部門に調査を要請し、

調査結果に基づき主管部署に対して措置を請求します。また、匿名性の保障のもとに外部法律事務所を通報先を含む「グループヘルプライン制度」を設置し、コンプライアンス委員会がその運用にあたります。

同じく当社は、リスクマネジメント委員会の下部組織として、財務報告の信頼性を確保するための体制の整備及び運用維持に関する統括責任者である執行役員を委員長とするプロセスオーナー委員会を置きます。プロセスオーナー委員会は、財務報告の信頼性に係るリスク等を識別し、その指示のもとに、各主管部署に識別したリスク等への適切な対応を実施させます。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、リスクマネジメント委員会の下部組織として、取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理の統括責任者である執行役員を委員長として情報セキュリティ委員会を置きます。

当社の取締役の職務の執行に係る情報は、極力書面又は電磁的記録（以下「書面等」という。）に記載又は記録（以下「記載等」という。）することにより、保存することとし、取締役会議事録及び取締役会の決議の省略に係る意思表示を記載等した書面等を、議案の検討のために取締役に配布された資料とともに、事務局担当部署において最低10年間備置します。また、取締役が出席者と定められている定例会議の議事録及び取締役が決裁者となり又はその意見を記載等した書面等を、「文書管理規程」及び「情報セキュリティポリシー」に基づき管理します。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント委員会は「リスクマネジメントポリシー」を定め、当社におけるリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク対策が必要な事項は当該事項の主管部署をして対策を実施させます。

当社は、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会、プロセスオーナー委員会のほか、リスクマネジメント委員会の統括のもとに災害対策委員会その他の専門委員会を設置し、各専門分野のリスクマネジメントを行わせます。専門委員会が担当する以外の分野のリスクマネジメントはリスクマネジメント委員会が直轄します。

当社の内部監査部門は、リスクマネジメントシステムの有効性をモニタリングし、監査等委員会を経由してリスクマネジメント委員会に報告します。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会の機動的な開催と活発な審議を可能とするため、取締役の員数の適正レベルを維持するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を1年として適格性に対する見直しの頻度を高めます。

当社は、取締役の職務と業務執行とを峻別し、業務執行の決定と業務執行に対する監督を中心とする会社法所定の取締役会権限を強く意識して取締役会の運営を行います。業務執行は、取締役社長の指揮のもと、取締役会が選任する執行役員を中核とする業務執行組織が行います。

当社取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を設定し、これを達成するために中期経営計画及び単年度経営計画を策定します。単年度計画は四半期ごとに達成状況を報告させ、中期経営計画は年度ごとに達成状況の報告を受け、必要に応じて計画の見直しを行います。

5. 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、主要な子会社との間で協定を締結し、経営上の重要事項について、当社との事前協議や当社に対する報告等を義務づけるとともに、特に重要な子会社に対しては、当社の取締役又は使用人を当該子会社の取締役として派遣します。

- ② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスクマネジメント委員会は、当社企業集団におけるリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク対策が必要な事項は当該事項の主管部署に対策を実施させます。

- ③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社企業集団の基本的な経営方針を定めるとともに、連結ベースでの経営指標及び業績管理指標を導入し、中期経営計画を策定するとともに、企業集団全体で効率的な業績管理を行います。

- ④ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の子会社管理担当部署は、リスクマネジメント委員会の統括のもとに、各子会社の内部統制システム構築及び運用の指導並びに当社企業集団の内部統制に関する調整連絡を行い、企業集団としての内部統制を行います。

当社の子会社管理担当部署は、各子会社にも「ADKグループ行動指針」の遵守を求め、

各子会社の特性に応じた具体的施策を策定し実行することを求めます。ここでいう具体的施策には「グループヘルプライン制度」への参加又はこれに準じる制度の整備を含むものとします。

当社の子会社管理担当部署は、主要な子会社との間で内部監査受け入れ協定を定め、内部監査部門が各子会社の業務を監査することができる体制を整備します。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を監査等委員会事務局及びこれに直属する内部監査部門に配置します。また、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を強化するとともに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人は監査等委員会の指揮命令に従うものとするほか、当該使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定および実施については、事前に監査等委員会の同意を得なければならないものとします。

7. 当社の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、直接又は、監査等委員会事務局及び内部監査部門を通じ、監査等委員会に対して、当社企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務の執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、グループヘルプライン制度に基づき通報された事実、並びに当局検査・外部監査の結果を速やかに報告します。当社は、監査等委員会、監査等委員会事務局及び内部監査部門に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社企業集団において周知徹底します。

8. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下同じ。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を確保します。また、監査等委員は、緊急又は臨時に支出しなけりなかつた費用その他当該予算に含まれない費用については、事前又は事後的に当社に請求することができることとし、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要と認める場合には、これを速やかに支払うものとします。

9. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員に対し、経営会議、リスクマネジメント委員会その他の重要な定例会議のスケジュールを通知するとともに、それらの議事録を提出するほか、すべての社内会議において、監査等委員会より監査等委員会が選定する監査等委員又は使用人を出席させる旨の要求がある場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人はこれを拒んではならないものとします。

当社の取締役社長は、定期的に監査等委員会との意見交換会を開催するほか、必要があるときは、臨時の意見交換会を開催します。

当社は、監査等委員会による監査の実効化を図るため、内部監査部門を監査等委員会に直属する監査等委員会事務局の下に置きます。当社の内部監査部門は、当社及び当社の子会社に係る監査報告書を、監査等委員会に対して提出します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

【当社の取締役及び使用人の職務の執行に関する事項】

リスクマネジメント委員会の下部組織であるコンプライアンス委員会による教育・研修等を通じ、全ての取締役及び使用人に対して、「ADKグループ行動指針」に基づく当社企業集団としての倫理観・価値観の共有が行われています。

内部通報制度であるグループヘルプライン制度の運用に関しましては、コンプライアンス委員会が中心となり、社外弁護士とも連携し、通報者の保護と通報に基づく調査等の透明性、公正性を担保しております。

財務報告の信頼性の確保に係る取組みに関しましては、リスクマネジメント委員会の下部組織であるプロセスオーナー委員会が中心となり、会計監査人とも連携の上、関連社内手続の整備・運用状況の評価、グループ内での情報収集、リスクの識別・対応方針の検討等を行っております。

取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存・管理につきましては、決裁その他社内手続きに係る証憑の書面化・電子化の環境構築を推進するとともに、リスクマネジメント委員会の下部組織である情報セキュリティ委員会が中心となり、情報区分や重要度に応じた情報管理の徹底を行っております。

取締役に関しましては、適正員数を確保するとともに、その任期を1年以内とし株主の皆様による信任の機会を担保しているほか、取締役の業務執行と監督に関する権限・責任を峻別しております。

また、取締役会は、取締役及び使用人が達成すべき目標を設定するとともに、その達成に向けた中期経営計画を策定し、達成状況や見直しの要否に関する審議を行っております。

【当社の損失の危機の管理に関する事項】

リスクマネジメント委員会は、「リスクマネジメントポリシー」を制定し、当社ウェブサイトに掲載しているほか、当該ポリシーに基づきグループ内におけるリスクを管理しております。各専門分野のリスクに対応するため、下部組織として5つの小委員会（コンプライアンス委員会、プロセスオーナー委員会、情報セキュリティ委員会、災害対策委員会、グループ会社リスクマネジメント推進委員会）を設置しており、これらの小委員会を通じてリスクの属性に応じた検討、対策が行われております。

【当社企業集団に関する事項】

当社への事前報告、内部監査の受け入れ、グループヘルプラインへの参加等を内容とする協定の締結や、取締役または監査役の派遣を通じて、企業集団としての内部統制システムに係る体制を整備しております。また、中期経営計画において連結の数値目標が設定されているとともに、全ての連結子会社から迅速に業績数値の収集を行い、月次での業績管理と四半期毎の業績の分析、対策の検討を行っております。

【監査等委員会に関する事項】

独立性の高い社外取締役3名からなる監査等委員会を設置しており、監査等委員は自らまたは監査等委員会が選定する使用人を通じて経営会議等の重要な社内会議に出席しているほか、取締役社長その他の業務執行取締役との定期的な意見交換等を通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。

また、監査等につき相当程度の知見を有する使用人を監査等委員会事務局および内部監査部門に配置しており、監査等委員会の指揮命令のもと、監査等委員会が行う職務の補助が行われております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、究極的には株主の皆様のご判断に委ねられるものと考えております。

当社は、資本効率の改善や株主の皆様への種々の利益還元施策の実施に加え、「全員経営」の理念のもとに全社をあげて広告業としての競争力を高めることにより、企業価値・株主共同の利益の最大化に取り組んでまいりました。また「ピープルビジネス」といわれる広告業では役員と従業員の一体感・運命共同体的意識こそが競争力の源泉であり、不適切な買収によりこれが損なわれるときは、企業価値・株主共同の利益が毀損されるとともに、買収者の目的は達成されないことになると認識しております。

このように企業価値を高め株主に報いることによって株主のサポートを得ることが、不適切な買収に対抗する最大の防衛策であると考え、当社は現在のところ、具体的な買収防衛策を導入しておりません。

他方、当社株式の大量買付行為や買収提案があった場合には、取締役会は、株主の皆様から経営の負託を受けている者の責務として、社外専門家の意見を尊重しながら、当該買付が企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響について評価し、自らの見解を表明するほか、当該買付者と交渉を行い、株主の皆様が当該買付に応じるか否かを適切に判断するために必要な情報の提供と時間の確保に全力を尽くす所存です。

更に、当該買付者が必要な情報を提供しない場合やその提案内容が企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると判断した場合には、その時点において採り得る実効的で、かつ株主の皆様へ受け入れられる合理的対抗措置を講じる予定です。

なお、具体的な買収防衛策を予め導入しておくことについては、今後の経済環境、資本市場、法令の動向等を鑑みて、慎重に検討を進めることといたします。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は剰余金の配当等を取締役会の決議により定める旨を定款に規定しております。取締役会における配当額の決定にあたっては、原則として、1株当たり年間配当額の下限を20円として配当の長期安定性を図りながらも、自己株式の取得を含む年間総還元性向の目安を連結当期純利益の50%に設定すること、中間基準日配当は安定的に10円を原則とし、期末基準日配当は下限の10円または年間総還元性向50%の目安を達成する金額のいずれか高い額とすることを方針としております。

なお、当期における剰余金の配当につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過および成果」に記載の通りであります。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	113,118	I 流動負債	91,618
現金及び預金	19,042	支払手形及び買掛金	75,688
受取手形及び売掛金	81,712	短期借入金	459
有価証券	3,678	1年内返済予定の長期借入金	1,553
たな卸資産	5,319	未払法人税等	2,273
繰延税金資産	1,419	賞与引当金	2,343
その他	3,048	役員賞与引当金	38
貸倒引当金	△1,103	その他	9,261
II 固定資産	114,142	II 固定負債	22,416
有形固定資産	3,773	長期借入金	60
建物及び構築物	2,223	繰延税金負債	20,608
土地	396	役員退職慰労引当金	15
その他	1,153	関係会社事業損失引当金	20
無形固定資産	10,118	退職給付に係る負債	510
のれん	7,538	その他	1,202
ソフトウェア	1,350	負債合計	114,034
その他	1,230	(純資産の部)	
投資その他の資産	100,250	I 株主資本	64,613
投資有価証券	95,313	資本金	37,581
長期貸付金	133	資本剰余金	11,977
退職給付に係る資産	974	利益剰余金	16,260
繰延税金資産	233	自己株式	△1,205
その他	4,345	II その他の包括利益累計額	46,992
貸倒引当金	△751	その他有価証券評価差額金	45,344
資産合計	227,260	繰延ヘッジ損益	20
		為替換算調整勘定	1,155
		退職給付に係る調整累計額	471
		III 新株予約権	24
		IV 非支配株主持分	1,595
		純資産合計	113,225
		負債純資産合計	227,260

連結損益計算書

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売上高		352,671
II 売上原価		301,488
売上総利益		51,182
III 販売費及び一般管理費		45,613
営業利益		5,569
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	2,492	
持分法による投資利益	249	
その他	548	3,290
V 営業外費用		
支払利息	40	
保険解約損	27	
その他	102	170
経常利益		8,688
VI 特別利益		
固定資産売却益	136	
投資有価証券売却益	65	
その他	28	230
VII 特別損失		
固定資産除却損	24	
投資有価証券評価損	438	
特別退職金	129	
事業整理損	1,994	
その他	71	2,658
税金等調整前当期純利益		6,260
法人税、住民税及び事業税	4,323	
法人税等調整額	△671	3,652
当期純利益		2,608
非支配株主に帰属する当期純利益		231
親会社株主に帰属する当期純利益		2,376

連結株主資本等変動計算書

(平成28年 1 月 1 日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年 1 月 1 日残高	37,581	11,982	24,336	△210	73,690
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△10,430		△10,430
親会社株主に帰属する当期純利益			2,376		2,376
連結範囲の変動			△27		△27
自己株式の取得				△1,003	△1,003
自己株式の処分		△5		8	3
その他			3		3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△5	△8,076	△995	△9,077
平成28年12月31日残高	37,581	11,977	16,260	△1,205	64,613

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成28年 1 月 1 日残高	48,188	△0	1,859	266	50,314	23	1,461	125,488
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△10,430
親会社株主に帰属する当期純利益								2,376
連結範囲の変動								△27
自己株式の取得								△1,003
自己株式の処分								3
その他								3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△2,843	20	△703	204	△3,321	1	134	△3,186
連結会計年度中の変動額合計	△2,843	20	△703	204	△3,321	1	134	△12,263
平成28年12月31日残高	45,344	20	1,155	471	46,992	24	1,595	113,225

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	89,975	I 流動負債	79,822
現金及び預金	9,967	支払手形	15,466
受取手形	5,075	買掛金	55,075
売掛金	68,602	未払金	3,738
たな卸資産	3,462	未払法人税等	1,755
未収入金	338	賞与引当金	1,981
繰延税金資産	1,164	役員賞与引当金	37
その他	2,297	預り金	725
貸倒引当金	△933	その他	1,042
II 固定資産	112,665	II 固定負債	20,607
有形固定資産	2,502	リース債務	3
建物	1,636	繰延税金負債	19,973
車両運搬具	27	その他	630
器具備品	523		
土地	312	負債合計	100,429
リース資産	3		
無形固定資産	1,204	(純資産の部)	
借地権	1	I 株主資本	56,940
ソフトウェア	1,202	資本金	37,581
その他	0	資本剰余金	11,977
投資その他の資産	108,959	資本準備金	7,839
投資有価証券	11,600	その他資本剰余金	4,137
関係会社株式	94,652	利益剰余金	8,587
関係会社出資金	858	利益準備金	1,555
差入保証金	560	その他利益剰余金	7,031
破産更生債権等	177	別途積立金	1,519
前払年金費用	292	繰越利益剰余金	5,512
その他	1,405	自己株式	△1,205
貸倒引当金	△588	II 評価・換算差額等	45,246
		その他有価証券評価差額金	45,226
		繰延ヘッジ損益	20
		III 新株予約権	24
資産合計	202,641	純資産合計	102,211
		負債純資産合計	202,641

損益計算書

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売上高		314,389
II 売上原価		278,173
売上総利益		36,216
III 販売費及び一般管理費		32,233
営業利益		3,982
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	3,673	
為替差益	80	
その他	344	4,098
V 営業外費用		
支払利息	30	
その他	62	93
経常利益		7,987
VI 特別利益		
固定資産売却益	132	
投資有価証券売却益	59	
関係会社株式売却益	1,021	
その他	33	1,246
VII 特別損失		
固定資産除却損	19	
関係会社株式評価損	508	
関係会社事業整理損	294	
その他	59	881
税引前当期純利益		8,353
法人税、住民税及び事業税	3,590	
法人税等調整額	△677	2,912
当期純利益		5,440

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	
平成28年1月1日残高	37,581	7,839	4,143	11,982	1,555	1,519	10,502	13,577
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△10,430	△10,430
当期純利益							5,440	5,440
自己株式の取得								
自己株式の処分			△5	△5				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	△5	△5	-	-	△4,989	△4,989
平成28年12月31日残高	37,581	7,839	4,137	11,977	1,555	1,519	5,512	8,587

	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成28年1月1日残高	△210	62,931	48,059	△0	48,058	23	111,013
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△10,430					△10,430
当期純利益		5,440					5,440
自己株式の取得	△1,003	△1,003					△1,003
自己株式の処分	8	3					3
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△2,832	20	△2,812	1	△2,810
事業年度中の変動額合計	△995	△5,990	△2,832	20	△2,812	1	△8,801
平成28年12月31日残高	△1,205	56,940	45,226	20	45,246	24	102,211

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月16日

株式会社アサツー ディ・ケイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 科 博 文 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 一 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金 野 広 義 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アサツー ディ・ケイの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アサツー ディ・ケイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月16日

株式会社アサツー ディ・ケイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 科 博 文 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 一 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金 野 広 義 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アサツー ディ・ケイの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。なお、事業報告に記載されておりますとおり、当社が平成28年8月22日に株式を取得し、同年9月に買収を完了した連結子会社である株式会社ゴンゾにおいて、当社買収以前の不適切な会計処理等が判明したため、株式会社ゴンゾは平成29年2月6日に過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。当社は、本件に伴い設置いたしました任意の特別調査委員会の調査結果と提言を踏まえ、子会社管理体制を強化するとともに、株式会社ゴンゾにおける内部統制システムの再構築やコンプライアンスの徹底、および監査機能の強化等再発防止に努めてまいります。監査等委員会はその進捗状況を引き続き監視及び検証してまいります。そのほかには、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月17日

株式会社アサツー ディ・ケイ 監査等委員会

監査等委員 木 下 俊 男 ㊟

監査等委員 吉 成 昌 之 ㊟

監査等委員 首 藤 恵 ㊟

(注) 監査等委員木下俊男、吉成昌之及び首藤恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

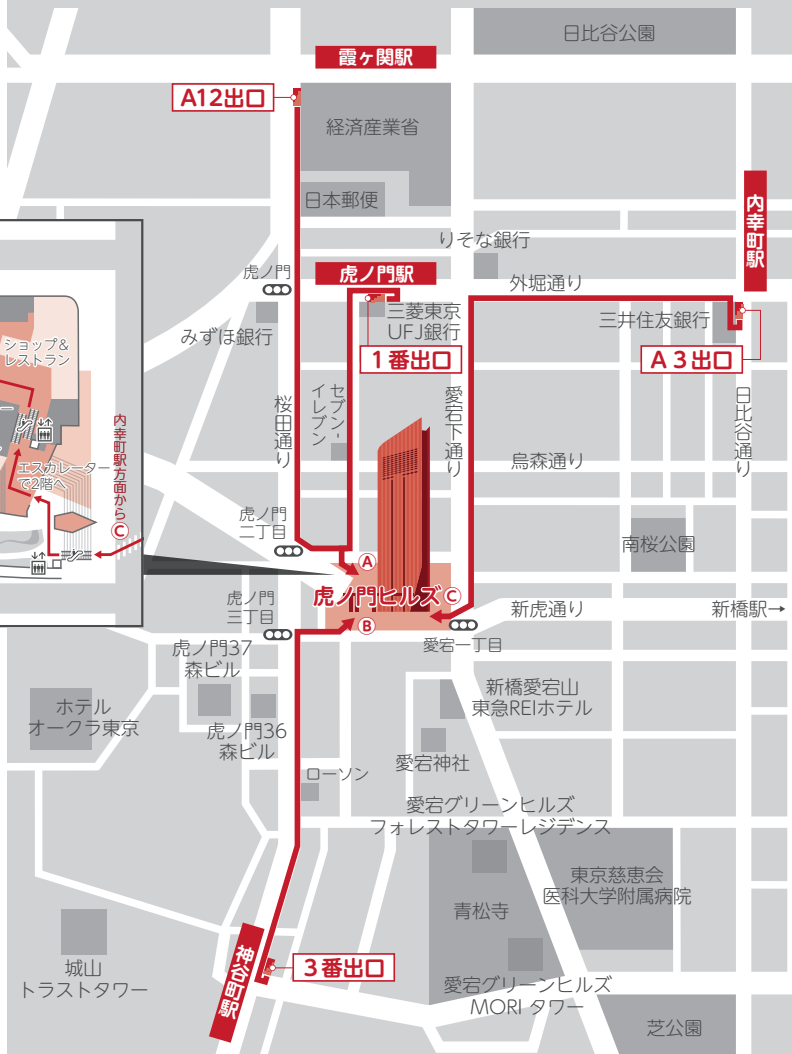
以 上

会場

■ 虎ノ門ヒルズ2階拡大図



- ※駐車場・駐輪場のご用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。